

埼玉県青少年健全育成・支援プラン（H30～R4年度（2018～2022年度））
令和4年度 青少年課の取組状況

| No. | 施策の内容 | 予算事業名・取組名 | 当初予算額 (千円) | 左記が予算 額の一部の 場合は 「○」 | 事業概要 | 取組 |
|-----|---|---------------------------------|---------------|------------------------------|---|---|
| 1 | 青少年が夢や目標を発見し心の豊かさを実感するとともに、地域の方々と交流するなど、多様な体験機会を提供します。 | 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業 | 4,981 | | 子供たちの夢の実現を支援するため、見えないチカラ（チャレンジ精神や創造力、忍耐力等の非認知能力）を育成するとともに貧困の連鎖解消に向けた支援を行う。 | 企業や大学等と連携してリアルな職業体験教室を実施する。また、ジュニア・アスポート等と連携し、生活困窮世帯の子供たちが参加しやすい環境を整備する。 リアル体験教室の実施 2,000人（見込） リアル体験教室・プレミアム 3,000人（見込） |
| 2 | 野外活動など、子供たちの体験活動を支える青少年相談員の委嘱や育成・支援を通じ、地域における体験活動の充実を図ります。 | 青少年非行防止対策推進費 青少年相談員活動推進事業 | 899 | | 青少年相談員を委嘱し、地域における青少年健全育成活動の担い手として育成することにより、県内各市町村において、子供たちに野外活動など、様々な体験の場を提供する。 | 青少年相談員を委嘱し、地域における青少年健全育成のための青年ボランティアとして育成・支援する。 ○埼玉県青少年相談員全体研修会（表題「レクリエーションを通してコミュニケーション力を高めよう」）を令和4年4月17日（日）さいたま市文化センターにて開催した。 |
| 3 | 青少年が広い視野に立ち物事を考える力や感受性などを養うため、青少年育成埼玉県民会議や国等の機関と連携して、青少年の主張大会などに取り組みます。 | 青少年育成県民運動事業費 | 3,500 | ○ | 青少年が未来に向けて考えることなどを作文にして発表することにより、広い視野に立ち物事を考える力等を養う。 | 少年の主張埼玉県大会を開催する。 【日時】令和4年8月21日（日） 午後1時～午後4時45分 【会場】さいたま共済会館 【発表者】15名（小、中、高校・一般 各部門5名） 【応募点数】39,886点 |
| 4 | 青少年の健全育成に特に役立つ図書を埼玉県推奨図書と認定し、青少年や保護者に対して広報・啓発活動を行います。 | 埼玉県推奨図書の選定 埼玉県推奨図書揭示資料の作成と配布 | 2,351 | ○ | 青少年健全育成条例第10条に基づき、青少年の健全育成上特に優良と認める図書を埼玉県推奨図書として選定し、リーフレットの作成・配布等によって広く周知する。 | ・優良図書選定委員会全体会（2回：5月、8月） ・優良図書選定委員会各部会（6回：5～7月） ・埼玉県推奨図書諮問・答申（9月） ・県報掲載（10月） ・揭示資料の作成と学校及び図書館への配布（10月） ・埼玉新聞広告掲載（10月） ・ブックフェア、県立図書館、市町村立図書館での展示（11～2月） |
| 5 | ネットアドバイザーの派遣を通じ、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。 | 青少年のインターネット適正利用推進事業費 | 8,080 | | 主に小・中学校等にネットアドバイザーを派遣し、インターネットの危険性や保護者の役割について啓発する「子供安全見守り講座」を開催する。 | ネットアドバイザーを主に小・中学校等に派遣し、「子供安全見守り講座」を開催する。 ○子供安全見守り講座 ・時期 令和4年4月～令和5年3月 ・対象 小・中学校、保護者、地域の集まりなど ・回数 400回 ○ネットアドバイザースキルアップ研修 年4回 ○ネットアドバイザー新規養成研修 |
| 6 | 埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組みます。 | 青少年非行防止対策推進費 | 1,774 | ○ | いじめ防止対策推進法に基づく協議会及び再調査のための附属機関の運営と、いじめ撲滅に向けた普及啓発によりいじめ防止を推進。 | ①いじめ問題対策会議の開催 1回実施予定（12月） ②いじめ問題対策会議幹事会の開催 2回実施（5月、11月） ※5月は書面開催 |

| No. | 施策の内容 | 予算事業名・取組名 | 当初予算額 (千円) | 左記が予算 額の一部の 場合は 「○」 | 事業概要 | 取組 |
|-----|--|------------------|---------------|------------------------------|---|---|
| 7 | 「いじめ撲滅強調月間」において、協力団体と合同でキャンペーンを行います。 | 青少年非行防止対策推進費 | 1,774 | ○ | いじめ防止対策推進法に基づく協議会及び再調査のための附属機関の運営と、いじめ撲滅に向けた普及啓発によりいじめ防止を推進。 | ①いじめ撲滅・青少年健全育成合同キャンペーン（11月） ②いじめ問題に関する研修会の開催（11月） ③いじめ防止啓発ポスター、ちらしの作成・掲出（11月） ④各種イベントでのいじめ撲滅キャンペーン（7月、8月、9月） ⑤「いじめ撲滅強調月間」及び相談窓口の広報（11月） ⑥既存事業を活用した啓発（通年） |
| 8 | 困難を有する青少年を総合的に支援するために、個別の相談機関の情報を一元化して提供し、利用促進を図ります。 | 若者支援協議会運営等事業費 | 1,678 | | 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、若者支援協議会の運営等を行う。また、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報を共有するとともに、支援者のスキルアップを行う。 令和3年度から若者支援コーディネーター（会計年度任用職員）を設置し、支援機関同士の顔が見えるネットワークづくりをより一層推進する。 | ・代表者会議・実務者会議・意見交換会の開催（6回程度） ・支援者のスキルアップ、顔が見える関係づくりのための研修会の開催（3回程度） |
| 9 | 各相談機関担当者の研修等を実施して連携の強化を図り、効果的な相談実施につなげます。 | 若者支援協議会運営等事業費 | 1,678 | | 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、若者支援協議会の運営等を行う。また、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報を共有するとともに、支援者のスキルアップを行う。 令和3年度から若者支援コーディネーター（会計年度任用職員）を設置し、支援機関同士の顔が見えるネットワークづくりをより一層推進する。 | ・代表者会議・実務者会議・意見交換会の開催（6回程度） ・支援者のスキルアップ、顔が見える関係づくりのための研修会の開催（3回程度） |
| 10 | 市町村担当者や民間団体の相談員の研修等を実施して、職員等の資質向上と市町村間のネットワークづくりを支援します。 | 若者支援協議会運営等事業費 | 1,678 | | 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、若者支援協議会の運営等を行う。また、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報を共有するとともに、支援者のスキルアップを行う。 令和3年度から若者支援コーディネーター（会計年度任用職員）を設置し、支援機関同士の顔が見えるネットワークづくりをより一層推進する。 | ・代表者会議・実務者会議・意見交換会の開催（6回程度） ・支援者のスキルアップ、顔が見える関係づくりのための研修会の開催（3回程度） |
| 11 | 青少年を有害な環境から守るため、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に周知徹底します。 | 非行防止リーフレットの作成・配布 | 910 | | ・非行防止リーフレットを作成し、県内の全中学生・高校生に配布する。 ・キャンペーンによる街頭配布 | ・非行防止リーフレットの作成（4万2千部）と配布（6月） ・街頭キャンペーンによる街頭配布（7月、11月） |
| 12 | 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な環境に対する規制等の適正な施行を図るため、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。 | 青少年健全育成条例施行費 | 2,351 | | ・埼玉県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な環境に対する規制等の適正な施行を図るため、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへ立入調査を行い、遵守不足の場合は指導等を行う。 | ・青少年に有害な環境に対する規制等の適正な施行を図るため、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへ立入調査を行い、遵守不足の場合は指導等を行う。 （主体 青少年課職員、地域振興センター職員） ・実施時期 令和4年5月から令和5年2月まで |

| No. | 施策の内容 | 予算事業名・取組名 | 当初予算額 (千円) | 左記が予算 額の一部の 場合は 「○」 | 事業概要 | 取組 |
|-----|---|-------------------------|---------------|------------------------------|--|---|
| 13 | 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議などと連携した普及啓発活動や、国・市町村等と連携した非行防止キャンペーンに取り組みます。 | 青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン | — | | ・保護観察所など関係機関と協力し、7月に青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーンを実施する。 | ・各市町村に対し、青少年の非行・被害防止特別強調月間へ協力を依頼 ・「社会を明るくする運動及び青少年の非行・被害防止特別強調月間合同キャンペーン」を令和4年7月20日（水）浦和駅で実施した。 ・「いじめ撲滅、青少年健全育成合同キャンペーン」を令和4年11月1日（火）浦和駅で実施予定。 |
| 14 | 市町村や青少年育成推進団体等による非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。 | 青少年育成県民運動事業費 | 3,500 | ○ | 青少年育成埼玉県民会議に補助し、青少年育成推進団体の委嘱や活動を支援することにより、非行防止パトロール活動の推進を図る。 | ○令和4年度青少年育成市町村民会議・青少年育成推進団体全体研修会 ・時期 令和4年9月22日（木） ・対象者 青少年育成市町村民会議会員、青少年育成推進団体会員、市町村職員 ※代表推進員連絡会議を同時開催 ○青少年育成推進団体会員の中途委嘱 委嘱した青少年育成推進団体会員をボランティア保険に加入する。 |
| 15 | 関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに、県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。 | 非行防止に関する協力団体との連携 | — | | ・非行防止に関する協力団体と情報交換を行い、業界団体の自主的な取組を積極的に促進する。 | ・県たばこ商業協同組合等の関係団体と連携して、「社会を明るくする運動及び青少年の非行・被害防止特別強調月間合同キャンペーン」（令和4年7月20日（水）浦和駅）を実施した。 ・（一社）日本アミューズメント産業協会等の関係団体と連携して、「いじめ撲滅、青少年健全育成合同キャンペーン」（令和4年11月1日（火））を実施した。 ・青少年健全育成協力団体である埼玉県たばこ商業協同組合連合会主催の「20歳未満喫煙防止キャンペーン」（令和4年7月13日（水））に参加した。 |
| 16 | 関係機関やNPO等の民間団体と連携して、非行少年やその保護者等からの相談に応じるなど、非行少年等の立ち直りを支援します。 | 保護者等への総合支援事業 | 1,943 | | ・非行少年の立ち直り相談をNPOに委託し、保護者等の支援を実施。 | ・（非営）非行克服支援センターに委託し、電話相談等による立ち直り支援を実施している。 |
| 17 | 非行少年の立ち直り支援のため、企業や団体等での体験等を通じて社会性を身に付けながら、自立を支援します。 | 自立を促す活動の場づくり事業 | 2,238 | | ・県内の業界団体等に働きかけ、社会活動体験や就労体験等の地域における受け皿づくりを推進し、非行少年に社会とのつながりを自覚させ立ち直りを促進する。 | ・受け皿となる協力団体の募集と登録を行う。 ・協力団体における社会活動体験、就労体験を実施している。 |
| 18 | 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、未成年の喫煙・飲酒対策に取り組みます。 | 青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン | — | | ・関係機関と協力し、7月の青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン、11月の青少年健全育成キャンペーンにおいて、未成年の喫煙・飲酒防止を呼びかけ。 | ・県たばこ商業協同組合等の関係団体と連携して、「社会を明るくする運動及び青少年の非行・被害防止特別強調月間合同キャンペーン」（令和4年7月20日（水）浦和駅）を実施した。 ・（一社）日本アミューズメント産業協会等の関係団体と連携して、「いじめ撲滅、青少年健全育成合同キャンペーン」（令和4年11月1日（火））を実施した。 ・青少年健全育成協力団体である埼玉県たばこ商業協同組合連合会主催の「20歳未満喫煙防止キャンペーン」（令和4年7月13日（水））に参加した。 |

| No. | 施策の内容 | 予算事業名・取組名 | 当初予算額 (千円) | 左記が予算 額の一部の 場合は 「○」 | 事業概要 | 取組 |
|-----|--|-----------------------------------|---------------|------------------------------|---|--|
| 19 | 埼玉県推奨図書をはじめ優良図書の普及や、子ども読書支援センターの活動などにより、親子で読書に親しむ機会の充実に取り組みます。 | 埼玉県推奨図書の選定 埼玉県推奨図書掲示資料の作成と配布 | 2,351 | ○ | 青少年健全育成条例第10条に基づき、青少年の健全育成上特に優良と認める図書を埼玉県推奨図書として選定し、掲示資料の作成・配布等によって広く周知する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・優良図書選定委員会全体会（2回：5月、8月） ・優良図書選定委員会各部会（6回：5～7月） ・埼玉県推奨図書の諮問・答申（9月） ・県報登載（10月） ・掲示資料の作成と学校及び図書館への配布（10月） ・埼玉新聞広告掲載（10月） ・ブックフェア、県立図書館、市町村立図書館での展示（11～2月） |
| 20 | 家族の絆を深め、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図るため、「家庭の日」の普及を推進します。 | 青少年育成県民運動事業費 | 3,500 | ○ | よりよい家庭環境を創り出すため、全ての県民が自覚を深め、日常的に取り組んでいけるよう毎月第3日曜日を「家庭の日」として、その普及促進を図る。 | <p>家族の絆を深め、より良い家庭環境づくりを進めるため、「家庭の日」の普及を推進する。</p> <p>○「家庭の日」ポスターコンクール 家庭や地域の触れ合い、絆などをテーマにしたポスターを小・中学生から募集し、広く展示。 ・時期 募集締切 令和4年9月9日（金） 表彰式 令和4年11月27日（日） 巡回展 令和4年12月～ ・対象者 小・中学生</p> |
| 21 | 関係機関や民間施設などの協力を得て、家族のふれあいを深めるきっかけづくりを支援するなど、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図ります。 | 青少年育成県民運動事業費 | 3,500 | ○ | よりよい家庭環境を創り出すため、全ての県民が自覚を深め、日常的に取り組んでいけるよう毎月第3日曜日を「家庭の日」として、その普及促進を図る。 | <p>関係機関からの協力を得て、家族のふれあいつくりを深めるきっかけづくりを支援するなど、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図る。</p> <p>○家族ふれあいプレゼント 埼玉県民で18歳未満の子供がいる家庭を対象に、（公社）埼玉農林公社等に協力をいただき、招待券等のプレゼントを実施。 ・時期 7月 ・対象者 18歳未満の子供がいる県民</p> |
| 22 | 青少年育成県民運動を展開する青少年育成埼玉県民会議の活動の支援に取り組みます。また、県内の青少年団体の連携組織である埼玉県青少年団体連絡協議会に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。 | 青少年育成県民運動事業費 埼玉県青少年団体連絡協議会補助事業 | 3,500 | ○ | 青少年育成埼玉県民会議及び埼玉県青少年団体連絡協議会に補助し、青少年育成県民運動や青少年団体活動の一層の充実を図る。 | <p>○青少年育成埼玉県民会議の活動支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 214人・団体（R4.8.31現在） ・インターネット対策のための普及・啓発活動（リーフレット・チラシの作成） ・青少年育成推進団体の委嘱・活動支援 ・少年の主張埼玉県大会の開催 <p>○埼玉県青少年団体連絡協議会に補助し、青少年団体活動の一層の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議（3回）、研修会（1回）の開催 ・広報物の作成・配布 |
| 23 | 子供たちとボランティア団体等をつなぐなど、地域で子供を育てる仕組みづくりに取り組みます。 | 埼玉子供支援ネットワーク事業 | 179 | | 音楽演奏、人形劇、マジック、スポーツなど、子供のための活動をしているボランティア団体を、保育所や子ども会、放課後児童クラブ等に派遣し、世代間交流を促進するとともに、子供たちに日頃できない経験を提供する。 | 子ども会や放課後児童クラブなどの子供たちとボランティア団体の方をつなぐことにより、世代間交流を進める。 |
| 24 | 野外活動など、子供たちの体験活動を支える青少年相談員の委嘱や育成・支援を通し、地域における体験活動の充実を図ります。（再掲） | 青少年非行防止対策推進費 青少年相談員活動推進事業費 | 899 | | 青少年相談員を委嘱し、地域における青少年健全育成活動の担い手として育成することにより、県内各市町村において、子供たちに野外活動など、様々な体験の場を提供する。 | <p>青少年相談員を委嘱し、地域における青少年健全育成のための青年ボランティアとして育成・支援する。</p> <p>○埼玉県青少年相談員全体研修会（表題「レクリエーションを通してコミュニケーション力を高めよう」）を令和4年4月17日（日）さいたま市文化センターにて開催した。</p> |

| No. | 施策の内容 | 予算事業名・取組名 | 当初予算額 (千円) | 左記が予算 額の一部の 場合は 「○」 | 事業概要 | 取組 |
|-----|--|-------------------------|---------------|------------------------------|--|---|
| 25 | ネットアドバイザーの派遣を通じ、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。(再掲) | 青少年のインターネット適正利用推進事業費 | 8,080 | | 主に小・中学校等にネットアドバイザーを派遣し、インターネットの危険性や保護者の役割について啓発する「子供安全見守り講座」を開催する。 | ネットアドバイザーを主に小・中学校等に派遣し、「子供安全見守り講座」を開催する。 ○子供安全見守り講座 ・時期 令和4年4月～令和5年3月 ・対象 小・中学校、保護者、地域の集まりなど ・回数 400回 ○ネットアドバイザースキルアップ研修 年4回 ○ネットアドバイザー新規養成研修 |
| 26 | フィルタリングサービスの活用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。 | 青少年のインターネット適正利用推進事業費 | 8,080 | | 主に小・中学校等にネットアドバイザーを派遣し、インターネットの危険性や保護者の役割について啓発する「子供安全見守り講座」を開催する。 | ネットアドバイザーを主に小・中学校等に派遣し、「子供安全見守り講座」を開催する。 ○子供安全見守り講座 ・時期 令和4年4月～令和5年3月 ・対象 小・中学校、保護者、地域の集まりなど ・回数 400回 ○ネットアドバイザースキルアップ研修 年4回 ○ネットアドバイザー新規養成研修 |
| 27 | 児童の性的被害を防止するための広報、啓発活動に取り組みます。 | 青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン | — | | ・7月の青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン、11月の青少年健全育成キャンペーンにおいて、リーフレット等を配布。 | ・各市町村に対し、青少年の非行・被害防止特別強調月間へ協力依頼。 ・「社会を明るくする運動及び青少年の非行・被害防止特別強調月間合同キャンペーン」を令和4年7月20日(水)浦和駅で実施した。 ・「いじめ撲滅、青少年健全育成合同キャンペーン」を令和4年11月1日(火)浦和駅で実施した。 |